

三重県警察の捜査指揮に関する訓令

三重県警察本部訓令第25号
平成27年12月17日

改正 三重県警察本部訓令第17号
平成29年7月12日
三重県警察本部訓令第11号
令和3年6月23日

【概要】

犯罪捜査に係る適正な捜査指揮を行うため、警察本部長が指揮する事件及び警察署長が指揮する事件についてそれぞれ定めたもの